

第 28 回真庭市地域公共交通会議 次第

開催日時：書面開催

開催場所：

1 開 会

書面開催による

2 委員紹介

別紙名簿参照

3 役員改選

(1)会長、監査委員選出

(2)分科会委員選出

別紙名簿参照

4 会長あいさつ

書面開催により割愛

5 報告事項

(1) 令和元年度真庭市地域公共交通事業報告について資料 1

6 審議事項

(1) 令和 2 年度真庭市地域公共交通事業計画（案）について . . . 資料 2

(2) 「まにわくん」の地域委託運行の実施について . . . 資料 3

※共助による“地域のあし”構築事業（二川地域）の運行について

※真庭市共助による地域のあし確保に関する方針（案）について

7 その他

8 閉会あいさつ

書面開催により割愛

令和元年度真庭市地域公共交通事業報告について

○R元年度の会議の開催について

第27回真庭市地域公共交通会議（R元.6.18）

- ・前年度運行状況報告
- ・現年度実施計画
- ・地域のあし構築事業及び方針検討
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画 など

第42回真庭市地域公共交通会議分科会（書面開催）

- ・勝田交通が運行する空港線の運賃改定について

第43回真庭市地域公共交通会議分科会（R元.12.9）

- ・公共交通網形成計画の進捗状況
- ・地域のあし構築の進捗状況及び今後の事業及び方針の検討 など

第44回真庭市地域公共交通会議分科会（書面開催）

- ・フィーダー系統確保維持計画概要・事業評価について

第45回真庭市地域公共交通会議分科会（R.2.2.21）

- ・地域のあし構築に伴う地域委託運行計画について
- ・ナイトまにわくん運行事業について
- ・今年度実施状況及び本会議報告案について

○公共交通事業の実施について（ロードマップ進捗状況 資料2P8参照）

（1）安全安心な暮らしや子育てを支援する公共交通

- ①②幹線、枝線の見直し、効率化
→前年度運行状況等を踏まえた軽微な変更
- ③バス停等の整備に利便性の向上
→幹線 蒜山久世ルートでの**バス標柱の更新**
- ④運行車両の更新
→幹線 新庄久世ルートでの**車両の更新**（R1.11.25運行開始 小型化の実施）

（2）地域と共に将来にわたり持続していく公共交通

- ①②タクシー及びスクールバス活用検討
→地域運行構築を踏まえ、地域の実情を精査しながら検討を進める。（タクシー営業エリアとの整合）
- ③地域等による交通手段確保支援
→**二川地区での地域内運行に向けた協議及び準備の実施**（会議7回、視察1回）
- ④貨客混載の検討
→利用要望及び運行の実情から現状での検討はなし
- ⑤モビリティ・マネジメントの実施
→夏休みの**ジュニアパスポートの実施**による交通学習と利用の促進

（3）交流を促進し「ひと」の循環を拡大する公共交通

- ①効率的な情報提供
→**バスロケ運用開始。WEB検索（Google等）の整備実施**
- ②広域交通ネットワーク拡大
→JR姫新線利用促進に係る関係会議の開催（県）、高速勝山線との接続調整等
- ③アンケート調査等
→地域内運行構築に向けた対象住民への**アンケート実施（二川地区）**

令和 2 年度 真庭市地域公共交通事業計画（案）

○真庭市地域公共交通事業

1 真庭市地域公共交通網形成計画の改定検討

○ 計画の目的

地域公共交通網形成計画は、地域の公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の交通システムの在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めていくもの。

○ 計画の検討

第 1 次計画の期間である 5 年が今年度で満了し、来年度以降の計画として改定が必要。今回の改定検討については、交通会議において、分科会を設置し議論検討を行い、本会議へ報告後に市へ提出して公表する。

○改定スケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予定	← 委託・準備 →		← 検討会議 →			← 改定案協議 →			← パブリック・公表 →			
会議	◎			●	●	●			◎		◎	

◎本会議 ●分科会

○改定のポイント

- ①上位・関連計画との整合、基本方針の見直し
- ②時代に即した事業の検討（共助による枝線の転換、乗合事業等による交通事業者との連携、運送規模に応じた適正車両の更新など）

2 共助による“地域のあし”構築事業

地域の実情に沿った様々な運行形態により、関係事業所、NPO 法人及び地域住民組織など多彩な主体による「地域内交通（あらゆる住民活動の根幹を支える部分である“地域のあし”）」の仕組みづくりを今後も進めていくため検討・協議を行う。

○ ニーズ調査及び相談体制の構築、事業者支援

1) 地域住民との連携

市内の検討候補地へ出向いて、「まにわくん」の現状をもとに地域の実情を聴取して、利便性が向上する仕組みの構築を検討する。

具体的な運営など、事例紹介や必要手続き等を説明しながら、地域が求める形（地域の目線）で議論を進める。

2) 事業者との調整

検討候補地を運行する事業者へ意見聴取を行いながら、地域内運行制度が地域と事業者双方に理解できる仕組みを検討する。

3 ナイトまにわくんの運行について

ナイトまにわくんについては、単にコミュニティバスの運行事業というわけではなく、人口減対策において、他の交流イベント等と一体化して実施していくものです。今年度ではまず、試行運行ということで、臨時便と同様の取り扱いと想定しており、運行の予定は年6回を想定しています。



4 継続事業

1) 幹線バス停標柱の更新事業（2019年～2021年の3年間）

まにわくん幹線のバス停標柱はまにわくん運行前に走行していた民間路線バスのものをそのまま利用しており、老朽化が著しいため、真庭市地域公共交通網形成計画に基づき、統一したデザインの標柱に更新していく。また市内在住外国人向けに英語表記も行う。

・本年度実施区間・本数

対象区間：北房・久世ルート 更新本数：39本

※中鉄北部バス高速「勝山線」及び備北バス路線「砦部線」の水田下町から高岡上までの区間は除く。

・事業効果

標柱の更新を行うことで、バス停のデザインが統一され、利用者に分かりやすく、利便性の向上につながる。また、幹線ルートは車通りが多いルートのため、コミュニティバス「まにわくん」のイメージアップ効果も期待できる。

・その他

「新庄・久世」ルートについては、翌年に事業を行う。なお、備北バスの運行区間は除きます。

【真庭市地域公共交通網形成計画抜粋】

基本方針	(1)安全安心な暮らしや子育てを支援する公共交通				
実施事業	③ バス停等の整備による利便性の向上				
実施時期 と内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
	・北房地域枝線にバス標柱を実験的に設置 ・JR久世駅の環境整備	・枝線予約ルートの標柱設置で事業展開すべき効果が確認できた場合、他の枝線エリアに設置事業を展開 ・交通結末点の施設点検や整備		・幹線のバス標柱の統一デザインを作成し、老朽化したものから段階的に更新していく ・交通結末点の施設点検や整備	
標柱年次更新 (更新ルート・本数・予算)	令和1年度		令和2年度		令和3年度
	蒜山久世ルート 本数：81本		北房久世ルート 本数：39本 予算：1,872千円		新庄久世ルート 本数：57本

02 事業内容

R2バス停更新ルート : 幹線北房久世ルート
北房久世ルート標柱数 : 39本



2) 車両更新

・車両の概要

購入路線：幹線北房・久世ルート

車 名：日野ポンチョ（昨年も導入）

乗車定員：33 人乗り（座席 18 人、立席 14 人、運転席 1 人）

車両形態：ノンステップ型 郊外型（中乗り・中降り）

3) WEB検索、バスロケーションシステムの充実

現在、公開中のシステムについて、スマートフォン等での具体的な操作方法などを発信して普及啓発を行うとともに利便性向上のため、時刻表や英語表記についても追加して、システムの充実を図っていく。

4) ジュニアパスポートの実施

・事業概要：夏休み期間中の小中学生を対象に、「まにわくん」が乗り放題となるパスポート

・実施内容：小学生 500 円、中学生 1,000 円でパスポートを発行し、夏休み期間中に「ま

にわくん」の利用してもらう。

スタンプラリーやシールゲット等によるまにわくんを使って図書館巡りを行うと、景品を贈呈するなどの企画を検討する。

- ・事業効果：小中学生や保護者の利用促進、イメージアップ、モビリティ・マネジメントへ繋げ、また、ふだんの活動を支援することを想定。

環境省が取り組むクールチョイスと連携しながら市内の児童生徒及び市外の学校も呼び込んだ環境学習の実施を目指す。

- ・その他活用事例の提示

図書館巡りのほか、スポ少、習い事、プール、放課後児童クラブ、図書館、祖父母宅などへの行き帰りなど日常的な利用を促進する。

令和２年度 真庭市地域公共交通会議事業計画（案）

○地域公共交通会議及び分科会の開催予定

	第 28 回 会議	第 29 回 会議	第 46 回 分科会	第 47 回 分科会	第 48 回 分科会	第 30 回 会議	第 31 回 会議
期 日	2020.4	2020.6	2020.7	2020.8	2020.9	2020.12	2021.2
R 2 事業計画	● 承認						
R 1 事業報告 公共交通網形成計画実 施事業（報告）		◎ 報告					
地域フィーダー系統確保 維持計画		● 承認				● 評価	
令和３年度以降のコミバ ス運行（幹線枝線）に 係る検討・協議			○ 検討	○ 検討	○ 検討	○ 検討	● 承認
地域公共交通網形成計 画改定			○ 検討	○ 検討	○ 検討	○ 検討	● 承認
共助による地域のあし確 保に関する方針の検討・ 協議	● 承認						
共助による地域のあし構 築事業（新地区など）					○ 検討	○ 検討	● 承認
ナイトまにわくん詳細							◎ 報告

※ナイトまにわくん詳細については、随時運行詳細を会議において報告していく。

○令和２年度：業務検討スケジュール（案）

 令和３年度予算要求

検 討 項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 安全安心なくらしや子育てを支援する公共交通												
(1)幹線の運行見直しによる利便性向上と効率化	●	---	---	---	---	---	---	---	利用実態に合わせ改善 (軽微なもの)	---	---	●
(2)枝線の運行見直しによる利便性向上と効率化	●	—	—	—	—	—	—	—	共助による地域の“あし”構築に合わせ改善	—	—	●
(3)バス停等の整備による利便性の向上	●	—	—	—	—	—	—	●	幹線バス停標柱更新（2年間）	—	—	—
(4)運行車両の更新	●	—	—	—	—	—	—	●	運行開始	—	—	—
2 地域と共に将来にわたり持続していく公共交通												
(3)新たな公共交通システムの検討												
・共助による地域の“あし”構築事業	●	—	—	—	—	—	—	—	共助による地域の“あし”構築に向けた検討地区との協議、連携	—	—	●
・ナイトまにわくんの実施	●	---	---	---	---	---	---	---	年６回程度でイベント時など	---	---	●
(5)モビリティ・マネジメントの実施				●	—	●	—	—	夏休み期間中の実施	—	—	—
3 交流を促し「ひと」の循環を拡大する公共交通												
(1)公共交通に関する効果的な情報提供												
・バスロケーションシステムの運用・改修	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●
・幹線時刻表の作成・配布						●	—	—	—	—	●	配布
(2)広域交通ネットワークの充実と拡大	●	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	●
(3)アンケート調査実施・検証												
4 公共交通会議												
(1)地域公共交通会議の実施	● 本会議	●	○	○	○	○ 分科会			●		●	7

真庭市地域公共交通網形成計画ロードマップ

真庭市地域公共交通網形成計画 実施内容 現行の計画

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
(1) 安全安心なくらしや子育てを支援する公共交通					今年	改定後の計画(5年)
① 幹線の運行見直しによる利便性向上と効率化	運行見直し指標の分析 次期運行委託期間に向け、利用実態を踏まえた利便性向上と効率化見直し	指標に基づく幹線運行見直し案作成 見直し指標の検討はおおむね整理。委託期間を5年に変更	運行見直し案の実施 改善計画に基づき、運行を開始	運行見直しの評価検証 前年度の運行状況を踏まえ軽微な変更	幹線運行見直し施策の立案 落合H P 移転も踏まえた変更見直し等	幹線運行見直し施策の立案 前年度の運行状況を踏まえ軽微な変更
進捗状況						
② 枝線の運行見直しによる効率化	運行見直し指標の分析 次期運行委託期間に向け、利用実態を踏まえた利便性向上と効率化見直し	指標に基づく枝線運行見直し案作成 見直し指標の検討はおおむね整理。委託期間を3年に変更	運行見直し案の実施 改善計画に基づき、運行を開始	運行見直しの評価検証 前年度の運行状況を踏まえ軽微な変更	枝線運行見直し施策の立案 運行委託業務更新年度	枝線運行見直し施策の立案 運行委託業務更新年度
進捗状況						
③ バス停等の整備による利便性向上	計画通り 北房地域枝線バス停設置、J R 久世駅環境 北房地区枝線バス標柱整備実施済	計画通り 枝線予約ルート設置確認後他エリアに拡大、交通結節点整備	計画通り 期待した効果なく、拡大予定なし	計画通り 幹線バス停の統一デザイン化・更新、交通結節点整備(落合校地前)	計画通り 幹線バス停の統一デザイン化・更新	計画通り 幹線バス停の統一デザイン化・更新
進捗状況						
④ 運行車輛の更新	計画通り 更新なし	計画通り 中和ルート	計画通り 藤山久世ルート車両更新を実施	計画通り 新庄久世ルート車両更新(小型化も検討)	計画通り 北房久世ルート車両更新	計画通り 随時車両更新(R3北房久世ルート)
進捗状況						
(2) 地域と共に将来にわたり持続していく公共交通						
① タクシー活用による運行効率化の検討	山久世ルートの実験評価 山久世ルートの実験	実験結果から見た対応策の検討 効果確認と制度設計検討 山久世ルートの実験結果を受け、対応を検討。運行には至っていない。	タクシー料金補助の検討 ③による代替策として、先進地視察・検討	タクシー料金補助の制度設計 枝線を休・廃止した路線を補完する策として、運行・財源確保などを検討	タクシー料金補助の制度設計 枝線を休・廃止した路線を補完する策として、運行・財源確保などを検討	地域及び交通事業者との調整 随時検討を継続
進捗状況						
② スクールバス活用による運行効率化の検討	-	久世・河内ルート混乗実験 次期運行委託期間に合わせ久世・河内ルートの混乗検討		他スクールバス路線と枝線ルートとの混乗運行一本化検討		随時検討を継続
進捗状況						
③ 地域自主組織やN P Oによる交通手段確保策	手引きの作成 富原地区を例に手引きの作成	事例収集、法制度等の把握 「N P Oとむはらむら」の活動を継続	地域説明会、相談窓口の設置 市役所内に共助による「地域のあし」構築事業のPT設置・検討(専門意見は会議に諮る)	地域との協議と事業支援策の検討 共助による「地域のあし」構築に向けた地域との協議 二川地区での協議、先進地視察	地域及び交通事業者との調整 二川地域での実施 新規地区及び枝線更新時に置換の検討	地域及び交通事業者との調整 枝線更新時に置換の検討
進捗状況						
④ 貨客混載輸送の検討	計画通り	計画通り	計画通り	計画通り	計画通り	可能性の検討
進捗状況						
⑤ モビリティ・マネジメントの実施	計画通り MM対象の検討	計画通り 手法・対象の設定と必要冊子作成	計画通り 高校進学者向けのデラシ配布予定	計画通り ジュニアバスポートの実施(夏休み期間限定)	計画通り ジュニアバスポートの実施(夏休み期間限定)	計画通り 前年事業を継続
進捗状況						
⑥ ゾーン運賃制度及び運賃割引制度の導入検討	運賃制度等のシミュレーション	運賃制度案の作成と検証 割引制度案の作成と検証	運賃制度案の実施 割引制度案の実施(幹線)	運賃制度案の検証 割引制度案の検証	運賃制度の展開(全路線) 割引制度案の展開(全路線)	運賃制度の展開(全路線) 割引制度案の展開(全路線)
進捗状況						
(3) 交流を促進し「ひと」の循環を拡大する公共交通						
① 公共交通に関する効果的な情報提供	計画通り	計画通り 時刻表・乗継案内の発行、学校別利用案内資料作成、W E B 乗継検索サービスへの情報提供、交通結節点での情報提供	計画通り	計画通り	計画通り	計画通り
進捗状況						
② 広域交通ネットワークの充実と拡大	計画通り	計画通り 高速バス路線増便、新たな都市間高速バスの誘致、観光・交流と連動したJ R 姫新線の活用、岡山空港便の実現	計画通り	計画通り	計画通り	計画通り
進捗状況						
③ アンケート調査やワークショップの実施	計画通り	計画通り アンケート調査の定期的実施、高校生アンケートの実施、運賃改定に係るワークショップ開催、都市間バス誘致に係るアンケート調査	計画通り	計画通り	計画通り	計画通り
進捗状況						
トピック	真庭市地域公共交通網形成計画：開始	真庭市公共交通基本計画：終了	新たな運行委託：開始			

注) 上段：実質作業ベース、下段：地域公共交通形成計画における事業計画

共助による“地域のあし”構築事業（二川地域）の経過

二川地域の取り組み

- 二川ふれあい地域づくり委員会
 - 平成20年設立。集落機能再編・強化のための事業に取り組む。以前からも「福祉のむらづくり」や「ふるさと宅配便」にも取り組む
- これまでの取り組み（地域の課題に取り組む）
 - ・保健福祉の推進・・・高齢世帯と子供たちの交流会、独居老人の訪問・配食
 - ・地域の産業振興・・・「二川さくらマーケット」「魚のつかみどり」を開催。地域内に向け、「ふたかわ地域づくり新聞」を発行
 - ・移住者の受け入れ態勢整備・・・空き家を調査し、移住者への提供を所有者と調整するなど受入窓口の整備を検討

→地域の課題にさらに取り組む

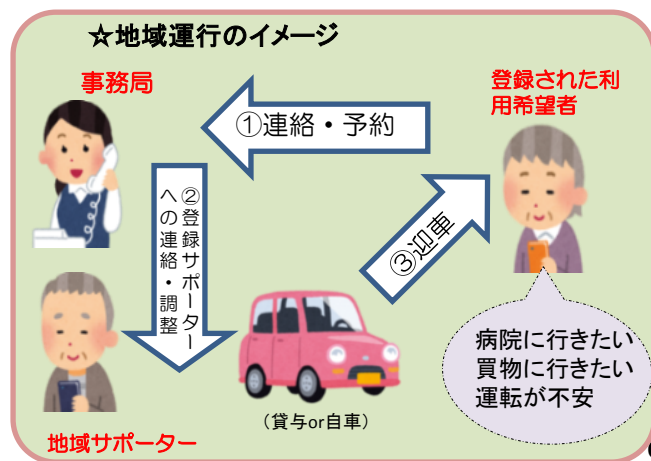
地域の課題：公共交通の利便性の向上 → 地域のニーズに沿った公共交通 → 「まにわくん」を転換して地域で運行（地域が委託を受けて運行する）

協議経過（R2～）

日付	場所	内容	備考
6/12	二川コミュニティセンター	地域運行の説明と質疑	地域21人、職員7人
7/24	〃	地域運行のイメージ、先進地視察検討	地域20人、職員7人
10/2	兵庫県豊岡市	地域運行「チクタクひぼこ」視察	地域17人、職員10人
11/6	二川コミュニティセンター	地域委託での運行形態を説明、実施体制の検討	地域20人、職員7人
12/12	〃	運行形態とアンケート実施について検討	地域16人、職員5人
2/14	〃	アンケート結果と運行体制・形態の検討	地域17人、職員5人
3/10	〃	運行体制の検討（地域づくり委員会内での組織づくり）	地域10人、職員5人
3/30	〃	運行協力者への説明会	地域15人、職員7人
4/10	〃	運行従事者（協力者）での詳細検討	地域17人

地域委託の目的（メリット）

- ①二川地域内の運行路線の多様
 - ・地域住民の自宅付近からの乗降により、従来より利便性は格段に上がる
 - ・より便利な高齢者、障がい者等の移動手段を確保
- ②地域のなりわいづくり
 - ・現役引退後やUターン者などのなりわいの一つとして、地域の活力に
- ③見守り
 - ・地域が地域を見守り、高齢世帯の安全安心に携わる
 - ・運行時及び予約等での生活の異変をいち早く察知



審議事項（１）

「まにわくん」の地域委託運行の実施について

○審議事項の主旨

現況の藤森ルートから共助による“地域のあし”構築事業（二川地域ルート）へ運行計画を変更し、地域委託による運行へ転換するため、地域公共交通会議での合意を得るもの

○運行の合意内容（地域公共交通会議）

地域委託による地域のあしとして運行していくため、地域の実情を踏まえ、地域で決めた運行（曜日や時間、エリア等）について合意を得る。

審議要件

・運行日について

運行日は月曜日・水曜日・金曜日の週3日で運行する。

・運行時間

運行時間は運行日の8時30分から17時とし、途中休憩時間が取れるように設定

・運行エリア

二川地域ルートはデマンド方式（運行エリアを定め、利用者からの予約に基づき、時刻表に示す時間帯の中で、二川地区内の経路を運行する形態）とし、常路井から湯原温泉までは定路線で運行する（設定する運行系統の起終点及び停留所と運行の基本的な経路を定めているが、実際の運行は利用者からの予約に基づいて行われるため、予約の無いルート・便・経路は運行しない。）セミデマンド方式とする。

【湯原の主要施設】・・・湯原温泉、湯原大橋、はんざき橋、振興局前、温泉病院、ローソン前、吉田歯科医院前、禾津、禾津局、中学校前、JA湯原支所

・運休日

土曜日、日曜日、祝日、振替休日、12月31日～1月3日

・使用車両

三菱自動車と岡山県との提携による中山間地域の交通確保に向けた取り組みの一つとして、二川地区で実施する地域交通へ使用する車両の提供が決定（三菱アウトランダー PHEV 3年の無償貸与）

市が貸与する形で、保険等は市の負担

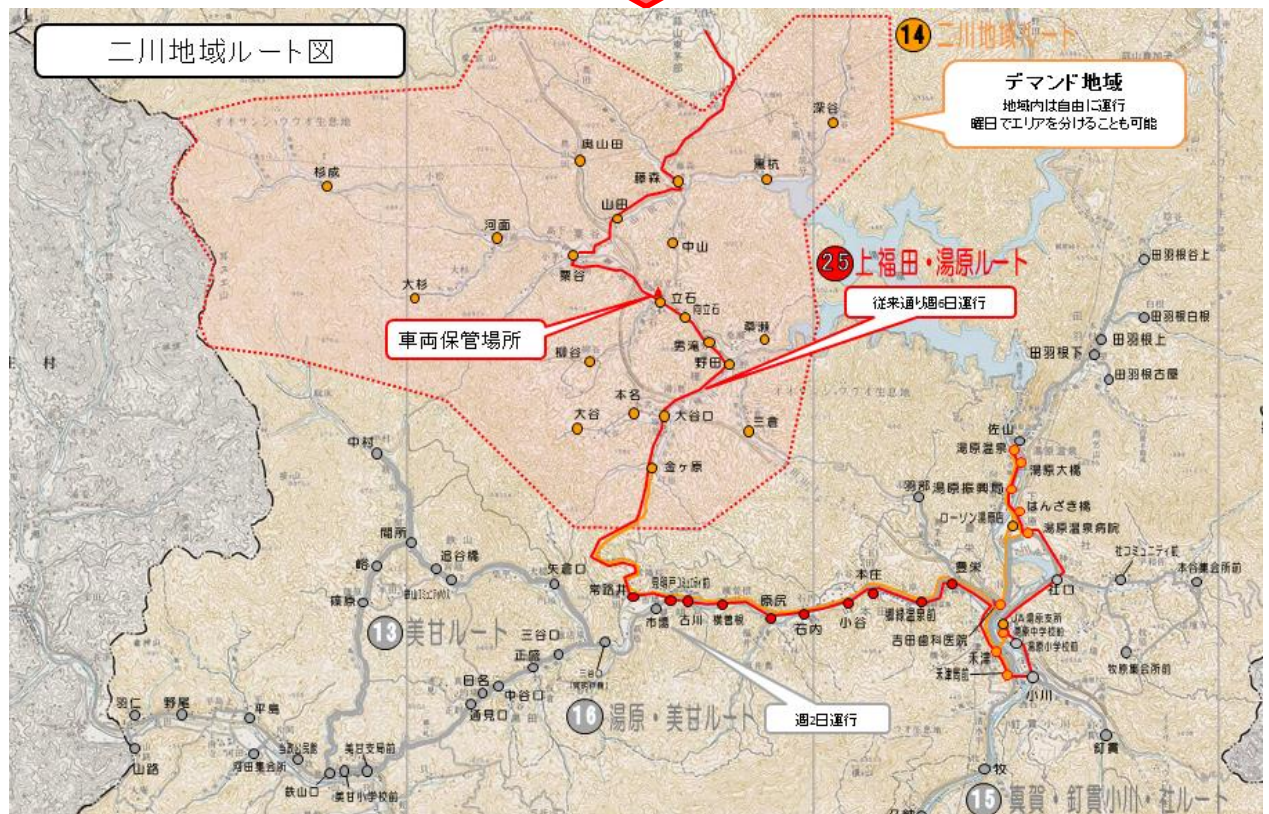
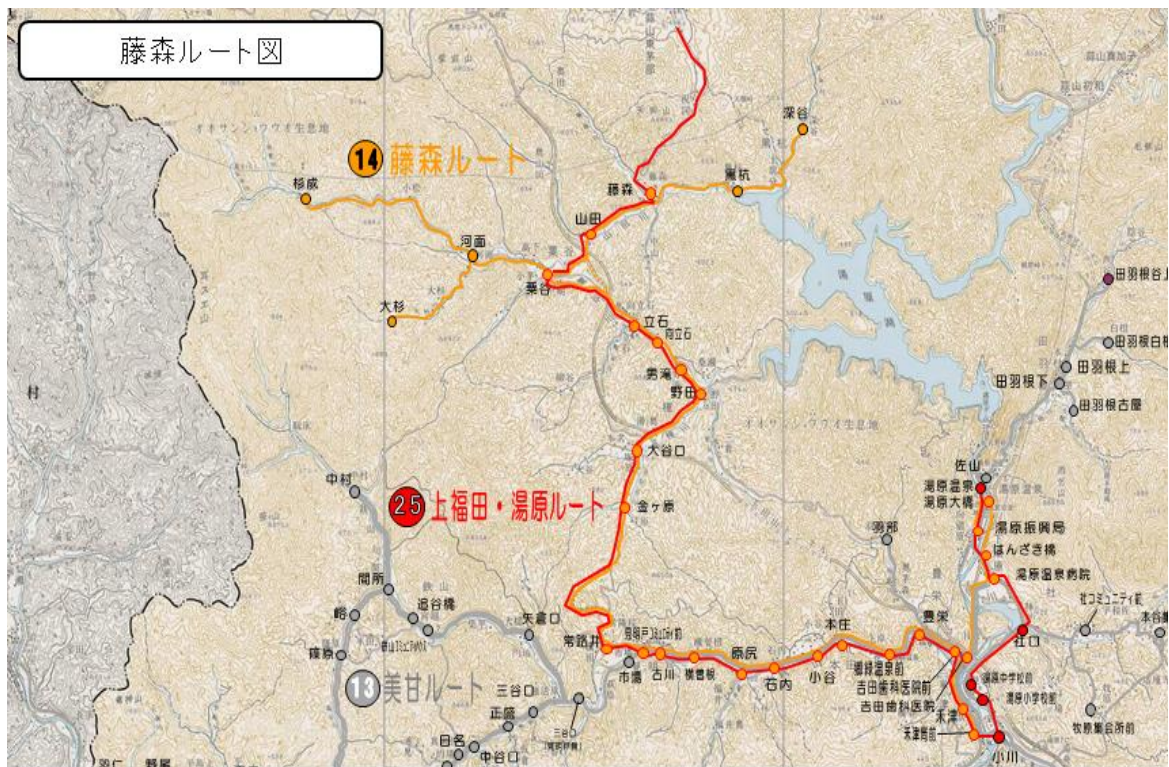
◇藤森ルート利用地域（二川地域以外）への対応

二川地域ルートへ転換によりデマンド方式は二川地域のみとし、常路井から豊栄までの停留所では、予約により乗降を可能とする。新ルートもまにわくんと同様のため、従来の利用者も対象者となるがバス停利用のルールは変更する。

また、当該地区では上福田湯原ルートと美甘湯原ルートの2線も存続しており、美甘湯原ルートでの湯原方面の通院等において午前中の利用については、運行日数は減となるが（週5日→2日）、午前10時台で行き、13時台で帰ることが可能であり、一定の交通手段の確保はできている。

二川地域ルートの運行計画（地図）

藤森ルートで実施している定時定路線からの転換として、二川地域をデマンド化し、二川地域以外へは途中の既存バス停及び湯原の拠点（医療、商業、行政、金融などの機関）への運行とします。



二川地域ルートの運行体制

○二川地域ルートの運行体制

二川ふれあい地域づくり委員会の中に、運送部門を設置し、アンケートによって協力可能なメンバーによって構成する。

二川ふれあい地域づくり委員会

会長 1 名、副会長 2 名、幹事 2 名



総務振興部

部長 1 名、副部長 2 名



保健福祉部

部長 1 名、副部長 2 名



地域交流部

部長 1 名、副部長 2 名



二川デマンド交通

運行管理者 1 名、整備管理者 1 名

協力者

使用

三菱自動車
無償貸与



アウトランダーPHEV

○二川デマンド交通の設置（協力者を中心に）

- ・委員会の中に地域交通を担う部署を設置。
- ・部署の所管を定義する（例、交通・防災ほか）

- ①体制・・・運行管理者 1 人
整備管理者 1 人
受付・会計 2～5 人
運転手・整備管理 6 人

- ②事務
勤務・・・従事時間を設定
受付・・・担当曜日などで交代しながら実施
書類・・・報告等に必要な書類を整理・作成

③運転・整備

- 運転・・・予約と勤務行程によって運行
- 整備・・・運行前後に簡易的な整備の実施
- 点検・・・事務員等と運転前の点検実施

④利用等のルール

- 予約・・・運行日前 14 日間で 8：30～17：00
- 乗降・・・乗降場所の設定
- 時間・・・医療機関予約との調整など

二川地域ルートの実行実施内容

○運行業務体制の確立

①運行管理者の設置

- ・安全運転管理者の届け出を岡山県公安委員会へ届け出
- ・岡山県公安委員会が実施する「安全運転管理者講習課会」を受講（受講料4,500円）

②整備管理者の設置

※①運行管理者及び②整備管理者について、地域では法廷設置の義務はないが、委託に関して選任を依頼する。（資格については、上記のとおり。）

③運転手

- ・教習所もしくは任意団体が実施する「市町村運営有償運送等運転者講習」を受講し、終了証を受領（受講料16,000円）

④運行事業の流れ

- ・利用・予約のルールの設定
- ・予約受付・・・運行日前14日までで、原則8：30～17：00で受付（事務所or事務員携帯）
- ・運行シフト・・・運転手、事務員の勤務表等の管理
- ・運行管理・・・運行に関する管理事項（運転手の運行前後の健康状態等の確認）
- ・車両管理・・・運行車両の日常的な整備
- ・金銭処理・・・チケット販売（事務員及び運転手、運賃の整理、従事者の賃金管理等）
- ・報告書類作成・・・運行に関する日報等の作成、くらし安全課等への提出書類の作成及び管理（月締め書類など）

⑤事業の宣伝、周知

- ・運行事業の周知
- ・利用・予約のやり方等の説明（各戸配布or説明会開催など）

⑥使用車両

- ・三菱自動車からの貸与が決定（無償3年間） 導入時期は5月～6月ごろ
- 使用車両：三菱アウトランダーPHEV
- ・保険については、真庭市の保険に加入

○今後のスケジュール（案）

	4月下旬	5月上旬	5月下旬	6月上旬
市の業務	交通会議承認	← 県登録 →		
地元の準備	運行内容検討・認定講習	契約		
		← 周知・説明会等 →	車両貸与	→ 運行 →

※その他、地域運行委託に関する運行体制については、真庭市コミュニティバス運行指示書に準じて実施する）

○真庭市共助による地域のあし確保に関する方針（案）

1. 目的

この方針は、公共交通不便地等及び移動制約者に係る生活交通の確保を図るため、市民、市民団体、市及び公共交通事業者の役割を明らかにし、生活交通の確保に関する施策を定めるとともに、市民、市民団体及び公共交通事業者による主体的な取組を促進することにより、すべての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障し、もって活力ある地域社会の維持・向上を目指すことを目的とする。

2. 定義

- 1) 生活交通：通勤、通学、通院、買物その他日常生活に欠かすことのできない人の移動
- 2) 市民団体：自治会、地域自主組織及びこれらに準ずる地域住民で組織する団体等
- 3) 公共交通事業者：道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- 4) 福祉有償運送事業者：道路運送法第 79 条の登録を受けた者のうち、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 49 条第 3 号に規定する福祉有償運送を行う者
- 5) 移動制約者：高齢者、障がい者、自動車運転免許証不保持者等のうち、移動に関し制約を受ける者
- 6) 公共交通不便地：コミュニティバス幹線停留所から概ね 500m以上離れた地域
- 7) 公共交通不便地等：次のいずれかに該当する地域
 - ①公共交通不便地
 - ②公共交通不便地に準ずると市長が認める地域
 - ③コミュニティバス路線の廃止等に伴い①、②に掲げる地域となるおそれのある地域

3. 市民の権利等

- 1) 市民及び市民団体（以下「市民等」という。）は、その居住し、又は活動する地域に係る生活交通の確保に向けた取組に参画する権利を有する。
- 2) 市民等は、市が実施する公共交通不便地等及び移動制約者に係る生活交通を確保するために必要な施策（以下「生活交通施策」という。）について、協働して推進するよう努めるものとする。
- 3) 市民団体は、生活交通に関する活動について、地域住民の理解と協力が広く得られるようにするとともに、団体相互の多様な連携を図るよう努めるものとする。

4. 市の役割

- 1) 市は、公共交通を「社会資本」と捉え、生活交通確保のための施策を、まちづくりやその他の市の施策と一体的に推進するものとする。
- 2) 市は、市民等及び公共交通事業者に対し、生活交通施策に関する情報を提供し、かつ、分かりやすく説明するよう努めるものとする。
- 3) 市は、国及び他の地方公共団体と協力して生活交通施策の推進に努めるものとする。

5. 公共交通事業者等の役割

- 1) 公共交通事業者及び福祉有償運送事業者（以下「公共交通事業者等」という。）は、市が推進する生活交通施策を尊重し、公共交通不便地等及び移動制約者に係る生活交通を確保するため、最大限の配慮を払うよう努めるものとする。
- 2) 公共交通事業者等は、自ら行う生活交通に係る事業の情報を、市及び市民等に対して積極的に提供するよう努めるものとする。

6. 市民等による施策の提案等

- 1) 市民等は、市に対して、その居住し、又は活動する地域に係る生活交通に関する施策を提案することができる。
- 2) 市は、前項の規定に基づき市民等が提案する施策等について、協働して推進するよう努めるものとする。

7. 移動制約者に関する施策等

- 1) 市は、移動制約者に係る生活交通を確保するため、公共交通事業者等に対し、運営等に関する相談、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。
- 2) 公共交通事業者等は、前項に規定する市の助言、指導等に対し、最大限の配慮を払うよう努めるものとする。

8. 公共交通不便地等に関する施策

市は、公共交通不便地等に係る生活交通を確保するため、市民等及び公共交通事業者等と相互に連携協力し、適切な方法を講じて必要な支援を行うよう努めるものとする。

9. 特別対策区域の指定

市長は、公共交通不便地等のうち、当該地域における生活交通の確保に向けた取組の状況を踏まえ、生活交通の確保のための支援が必要と認められる地域を生活交通特別対策区域（以下「特別対策区域」という。）として指定することができる。

10. 特別対策区域における支援等

- 1) 市は、特別対策区域において、生活交通の確保のために必要な支援を行うものとする。
- 2) 市は、前項の特別対策区域における支援を行うに当たっては、当該特別対策区域における生活交通の質の向上に努めるものとする。
- 3) 市民等及び公共交通事業者等は、特別対策区域において、市の生活交通の確保に関する施策を協働して推進し、かつ、最大限の協力をするよう努めるものとする。

11. 適正執行

市長は、この方針の適正な運用を図るため、次に掲げる事項について決定等を行う場合は、真庭市地域公共交通会議規程（平成 19 年告示第 19 号）に規定する真庭市地域公共交通会議の意見を聴くものとする。

- ① 生活交通の在り方に関する事項
- ② 特別対策区域に関する事項
- ③ 施策の検証のための助言と、その是正に関する事項
- ④ 前 3 号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

12. 施策の検証

市は、この方針に基づく各種施策の実施後 5 年を経過した場合において、この方針の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この方針の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。